

9 9 0 1 -

※枠内を記入してください

記入例(事務所・事業所)

令和 8 年度 事務所、事業所又は家屋敷に関する市民税・県民税申告書

相模原市長 あて

書類送付先になるので、書類が届く住所を記入してください

令和 8 年 3 月 1 日

現住所	東京都●●区▲▲1丁目■■番◆号		
1月1日現在の住所	東京都●●区▲▲1丁目■■番◆号		
フリガナ	サガミ タロウ	生年月日	大昭平・令 30年 1月 1日
氏名	相模 太郎		
電話番号	12 (3456) 7890	職業	医師
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		

市内に有する次の物件につきまして、地方税法第317条の2第8項及び相模原市税条例第14条第2項の規定により申告します。

2.3ヶ月間限定などの事業は該当しません

事務所、事業所を有する場合に記入して下さい。

事務所、事業所または家屋敷の所在地	種類	屋号(店舗名)	開(廃)業年月日
相模原市 中央 区 中央2丁目11番15号	事務所 事業所 家屋敷	○○医院	昭 10年 4月 1日 平 令 開業・廃業
相模原市	事務所 事業所 家屋敷		昭 年 月 日 平
相模原市 区	事務所 事業所 家屋敷		開業 日
前年中の合計所得金額を記入してください			令 ・ 廃業
前年中の合計所得金額	5,000,000円	扶養親族等の状況	配偶者 有 無 配偶者以外の扶養親族 0 人
所轄税務署	□□□	税務署	1. 障害者 2. 寡婦 3. ひとり親

確定申告を提出する場合、この申告書に所轄税務署を記入して下さい。月1日)現在、相模原市内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で、相模原市に住所がある区とは別の区に事務所、事業所、家屋敷を所有している人に申告していただくものです。

上記にあてはまる人には、市民税・県民税の均等割が課税されます。

詳しくは裏面「事務所、事業所または家屋敷に関する市民税・県民税申告の手引き」をご覧ください。

市記入欄

本人	番号	本人身分	
代理	番号	代理身分	代理権

納	新	変	無
賦	新	変	無
引	決定		審査
91	所得		
	控配 0・1・2・3		
	均割 有・無		

R 年度× 非 本

決定 審査

N						
S						
M						

9 9 0 1 -

※枠内を記入してください

記入例(家屋敷)

令和8年度 事務所、事業所又は家屋敷に関する市民税・県民税申告書

相模原市長 あて

書類送付先になるので、書類が届く住所
を記入してください
国外に居住している場合は、国名のみの
記入でもかまいません

令和8年 3月 1日

現住所	東京都●●区▲▲1丁目■■番◆号			
1月1日現在の住所	東京都●●区▲▲1丁目■■番◆号			
フリガナ	サガミ タロウ	生年月日	大昭 平・令	30年 1月 1日
氏名	相模 太郎	職業	会社員	
電話番号	12 (3456)7890	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	

市内に有する次の物件につきまして、地方税法第317条の2第8項及び相模原市税条例第14条第2項の規定により申告します。

事務所、事業所または家屋敷の所在地	種類	屋号(店舗名)	開(廃)業年月日
相模原市 中央 区 中央2丁目11番15号	事務所 事業所 家屋敷	記入不要	月 日 廃業
相模原市	事務所 事業所 家屋敷	昭 平	年 月 日
相模原市	事務所 事業所 家屋敷	配偶者の方が同一生計配偶者、控除対象配偶者に該当する場合は「有」を丸囲みして下さい	業 日 ・ 廃業
前年中の合計所得金額	扶養親族等の状況	配偶者 有 無	配偶者 以外の 扶養親族 2 人
所轄税務署	記入不要	税務署	(該当する番号を選択してください) 1. 障害者 2. 寡婦 3. ひとり親

この申告書は賦課期日(その年の1月1日)現在、相模原市内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で、相模原市に住所を有していない人、住所がある区とは別の区に事務所、事業所、家屋敷を所有している人に申告していただくものです。

上記にあてはまる人には、市民税・県民税の均等割が課税されます。

詳しくは裏面「事務所、事業所または家屋敷に関する市民税・県民税申告の手引き」をご覧ください。

市記入欄

本人	番号	本人身分	
代理	番号	代理身分	代理権

納	新	変	無
賦	新	変	無
引	決定		審査
91	所得		
	控配 0・1・2・3		
	均割 有・無		

R 年度× 非 本

(N)

(S)

(M)

決定 審査